

平成25年度版

御前崎市排水設備關係規則

御前崎市環境部 環境下水道課

目 次

1. 指定工事店注意事項	-----	1
2. 排水設備工事施工基準	-----	4
3. 排水設備工事設計について	-----	6
4. 排水設備工事施工写真管理基準	-----	10
5. 排水設備工事検査基準	-----	11
6. 排水設備工事施工統一基準	-----	15
7. グリストラップ [®] の容量算定について	-----	18
8. ディスポーサーキッチン廃水処理システムの下水道への接続について	-----	23
9. 特定施設設置等に係る届け出について	-----	25

平成25年4月1日 作成
御前崎市環境部 環境下水道課

指定工事店注意事項

御前崎市環境部 環境下水道課

1. 測定方法について

- ① 延長
- ・ 公共ますはます蓋の外側で、宅内ますはセンターで測定すること。
 - ・ 防護蓋については、公共ますは立て管の外側で、宅内ますは内蓋のセンターで測定すること。
- (下記 参考写真)



(左側 公共ます) (右側 宅内ます)



(公共ますは立て管の外側で測定)

- ・ 出来形及び検査値は、5mm単位とする。(単位未満四捨五入)

- ② 基準高
 - ・ 公共ますの流入口を $H=20,000$ とする。
 - ・ 宅内ます(ドロップ) … 流入口・流出口の2箇所を測定
 - ・ " (段差付) … 流出口を測定し、流入口は段差分を加算
 - ・ " (起点) … 流出口で測定
 - ・ " (その他) … 流出口で測定

- ③ 勾 配
 - ・ 出来形及び検査値の単位は、小数点第一位とする。(単位未満四捨五入)

2. 下水道施設について

下水道施設(本管、マンホール、公共ます)については、原則として工事等を行わないこと。
公共ますへの接続のみとする。ただし、公共ますの立て管部に削孔等をして接続しないこと。
なお、宅地盤高の変更により公共ます蓋の高さの調整が必要になった場合は、環境下水道課へ連絡後、調整すること。防護蓋への変更も同様とする。

3. 井戸水使用の家屋について

井戸を使用しているか確認し申請書に記載する。子メーターを設置する場合は、環境下水道課へ事前連絡すること。水道子メーターについても同様とする。

4. 負担金納入通知書及び加入金納入通知書について

納入通知書を確実に施主(申請者)に渡すこと。又、納入期日又は使用開始日までに支払うこと。

5. 使用開始届について

公共ますへの接続日(新築家屋については、実際に施主が入居した日)を使用開始日とし、その5日以内に提出すること。なお、提出を怠った場合、下水道料金の請求が出来ないため、実際に下水道へ接続してからの日をさかのぼって算出した料金を、その施工した指定工事店に請求することとなるため、十分注意すること。

6. 水道メーターの指針について

公共ますへの接続日(新築家屋については、実際に施主が入居した日)に必ず水道メーターの数値を確認し、使用開始届に使用開始日(接続日)及び水道メーターの数値を記入すること。また、子メーターがある場合は、その数値も報告すること。

8. 家屋取り壊し時の下水道施設防護策について

家屋の増改築時等において、家屋の取り壊しによる下水道施設の損傷が過去に見られたため、家屋の取り壊し時には公共マスとの切り離しや、公共ますの防護をすること。排水設備工事を依頼された時点で、家屋の取り壊し時に防護策を講じること。

9. 埋戻し時の注意点について

転圧不足による宅地盤の陥没が過去に見られたため、埋戻し時には十分な転圧を行うこと。

10. 植栽等の下への管布設について

樹木等の根が管内に侵入し、詰まった事例が過去に見られたため、極力避けること。

11. 誤測定や誤記入による出来形数値の誤りに注意すること。

12. 瑕疵担保責任について

工事の担保責任期間中(2年間)に不具合が生じた場合は、責任を持って対処すること。

瑕疵担保責任は無過失責任であり、天災地変または使用者側に故障等についての責任が無い限り、工事そのものの瑕疵によるものとして指定工事店において補修しなければならない。また、工事において重大な過失がある場合の担保責任期間は10年間である。

13. 責任技術者の異動等や登録申請時の内容に変更等があった場合は、必ず届け出ること。

14. 写真管理基準について

① 着手前及び完成写真は、対比させる形で必ず添付すること。

(事情により添付できない場合は、その旨を必ず担当者に伝えること。)

② 出来形管理写真(管及びます布設状況)は、当市環境下水道課に登録してある責任技術者が、黒板を持って必ず責任技術者証を携帯していることを確認できるようにして撮影すること。

排水設備工事施工基準

平成25年4月
御前崎市 環境下水道課

1. トイレ排水からの起点ますについて

大便器排水からの起点には、ストレート(ST)ますまたは45度曲り(45L)ますを使用すること。ますを設置する場所が確保できない場合は、下流へますを移動させて施工すること。施工上やむを得ない場合のみ、90度曲り(90L)ますを使用できることとするが、この場合は協議を必要とする。

2. トイレからの排水管について

大便器からの排水横主管をますに接続させる場合は、45度以内の角度でますに流入させるか、45度以上の場合は、ステップ(段差付)ますを使用すること。(45Y・HY(45度以内なら可)・45YS・HYS等)

3. トイレ排水管等の接続について ①

トイレ排水管に他の器具排水管を接続すると、接続された器具のトラップ封水を破壊する恐れがあるため、隣接する小便器・手洗い及び床排水口などの排水管は、ますの部分にて合流させること。(YWS等)

4. トイレ排水管等の接続について ②

トイレ排水管ならびに器具トラップを有する排水管には、二重トラップとなることを避けるため、起点トラップ(UTK・TRK)およびトラップ(UT・TR)ますに接続しないこと。

5. 排水管本線の合流について

排水管本線が直角に交わる箇所には、ステップ(段差付)ますを使用すること。

6. 落差調整ます等の使用について

31cm以下の落差については、ドロップ（大曲）ますが使用できないため、落差調整（VT）ます等の使用を可とする。施工にあたっては、脱落等による雨水等の浸入がないように十分注意すること。

7. 土被りについて

最低土被りが確保できない場合については、管をコンクリート等で巻くなどの処理を施すこと。

8. ます蓋について

宅地内であっても、総重量2トンを超える車両が通行するところ及び不特定多数の車両が進入する場所等は、防護蓋を使用すること。なお、車庫等で車輪が直接乗らない箇所等については、防護蓋でなくても良しとする。

9. 排水横主管について

排水横主管の屋外部分は、原則として屈曲合流をさせないで、ますに接続すること。

10. 阻集器の設置について

阻集器の設置対象業にあたるものについては、必ず阻集器を設置すること。なお、阻集器は流入量を勘案し、適切な処理能力（容積）を有するものとする。（同規則内、『グリストラップの容量算定について』を参照）

11. 二重トラップ設置の禁止について

衛生器具にトラップが設置されているか確認し、設計施工すること。

宅内マスの設計について

排水管

敷地排水管の接合部は、水密でかつ植物の根などが入り込まないように確実に施工しなければならない。配管はできる限り最短とし、かつ機能上支障を生じないように適切な経路とする。原則的に床下などの縦横断は避ける。

①汚水管の最小管径と勾配

1) 汚水のみを排除する排水管径及び勾配は、特別な場合を除き下表の排水人口から求める。

排水人口(人)	管径(mm)	勾配
150未満	100	100分の2以上
150以上300未満	125	100分の1.7以上
300以上500未満	150	100分の1.5以上
500以上	200	100分の1.2以上

下水道排水設備指針と解説(1996年日本下水道協会)による。

ただし、一つの建物から排除される雑排水を排除すべき排水管(以下雑排水の排水枝管という)で延長が3m以下のものの管径は75mm(勾配100分の3以上)とすることができます。

2) 工場・事業所排水がある場合は、流量に応じて管径及び勾配を定める。

②雨水管および合流管の最小管径と勾配

雨水管及び合流管の管径は、特別な場合を除き、下表の敷地面積から求める。

敷地面積(g)	管径(mm)	勾配
200未満	100	100分の2以上
200以上400未満	125	100分の1.7以上
400以上600未満	150	100分の1.5以上
600以上1500未満	200	100分の1.2以上
1500以上	250	100分の1.0以上

下水道排水設備指針と解説(1996年日本下水道協会)による。

ただし、一つの建物から排除される雨水を排除すべき排水管(以下雨水枝管という)で延長が3m以下のものの管径は75mm(勾配100分の3以上)とすることができます。

③その他の場合

排水人口及び敷地の形状・起伏等の関係で上記の表による管径・勾配を用いることができない場合は、所要の流速・流量が得られる管径・勾配を選定する。

④管内流速

管内流速は、管内の掃流力を考慮して0.6~1.5m/秒の範囲とすることが好ましい。ただし、やむを得ない場合は最大流速を3.0m/秒とすることができる。

⑤管種

硬質塩化ビニル管の薄肉管(JIS K 6741 VU管)を使用する。ただし、振動・荷重等を考慮し、必要のある場合は硬質塩化ビニル一般管(JIS K 6741 VP管)等のそれに耐え得る管種を選定する。

⑥基礎

普通地盤の場合は、原則として厚さ5cm以上の砂基礎を施すものとする。

⑦土被り

土被りは、原則として20cm以上とする。ただしやむを得ず埋設深さを浅くする場合は、排水管が損傷を受けないように適切な防護を行う。

小口径マス

1. 設置場所

- 排水管の起点。
- 排水管の合流点。
- 管路の延長がその内径の120倍を越えない範囲において、管路の維持管理上適切な箇所。
- 排水管径および勾配が著しく変化する箇所。
- その他、維持管理上必要な箇所。

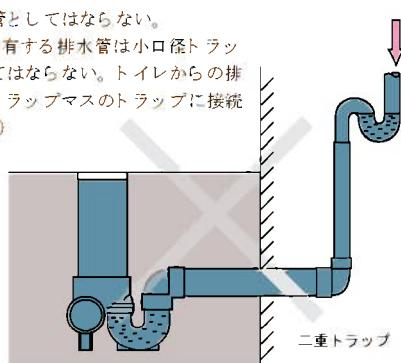
1-2.

- マス口径別
埋設深さ（参考）

マス口径(mm)	埋設深
125	0.4m以下
150	0.6m以下
200	1.2m以下
300	2.0m以下

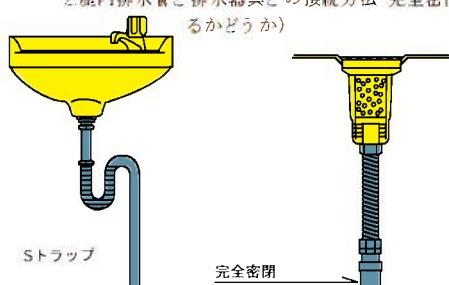
2. 二重トラップの禁止(1)

二重トラップ配管としてはならない。
(器具トラップを有する排水管は小口径トラップマスに接続してはならない。トイレからの排水管は、小口径トラップマスのトラップに接続してはならない。)

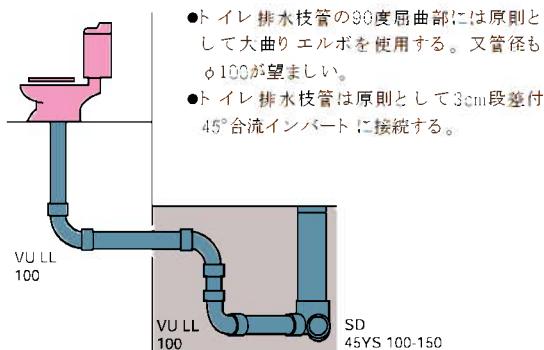


3. 二重トラップの禁止(2)

- 複排水管の持続工事には、下記の項目を必ず設置してください。
- 調査項目
- 排水器具にトラップがついているか
 - 屋内排水管と排水器具との接続方法 完全密閉であるかどうか

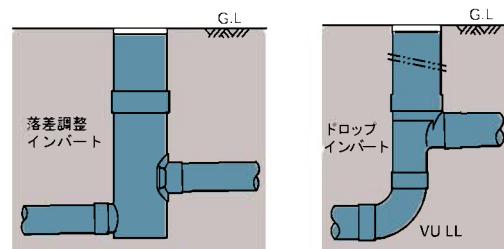


4. トイレ排水枝管



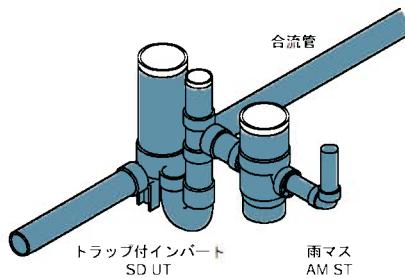
5. 落差調整

上下流の排水管落差が大きい場合は、ドロップインパート又は落差調整インパートを使用する。ドロップインパートを使用する場合は、インパート下部に必ず大曲りエルボ又は45度エルボを使用する。



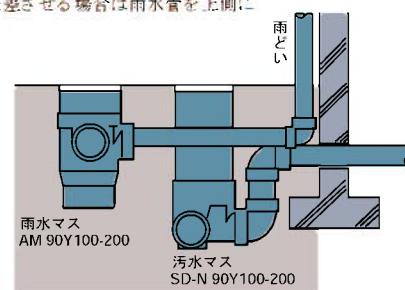
6. 溝めマス

土砂などが大量に流入する箇所 外流し・足洗い場には、泥溜め付きのマスなどを設置する。



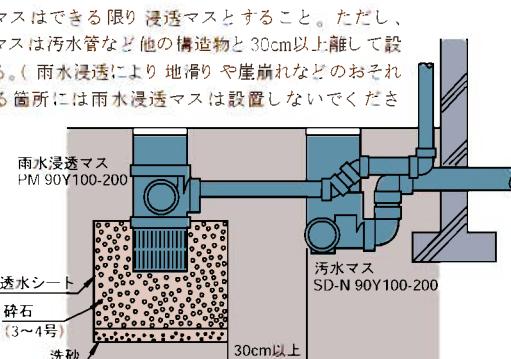
7. 雨水マス

汚水管と雨水管は平面的に重ならないよう設置します。交差させる場合は雨水管を上側に配管する。



8. 雨水浸透マス

雨水マスはできる限り浸透マスとすること。ただし、浸透マスは汚水管など他の構造物と30cm以上離して設置する。(雨水浸透により地滑りや崖崩れなどのおそれがある箇所には雨水浸透マスは設置しないでください。)



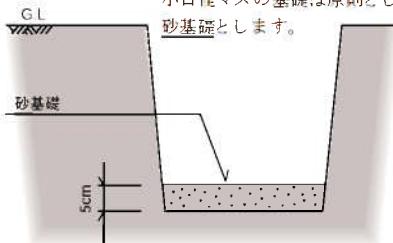
室内マスの施工について

掘削・基礎

掘削は、やり方等を用い、所定の深さに凹凸不陸のないよう平坦に直線状に掘削し、基礎部は木タコなどで十分に突き固め、管路勾配にあわせて床仕上げしてください。

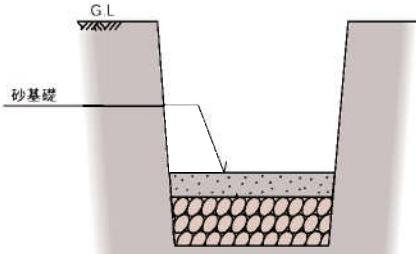
小口径マスの基礎は原則として厚さ5cm以上の砂基礎とします。

普通地盤



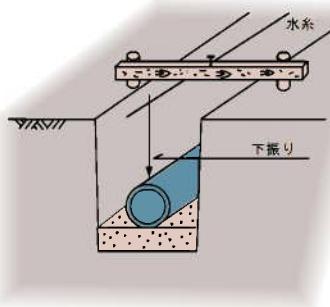
軟弱地盤の場合は、切込採石、栗石等で置き換えて5cm以上の砂基礎を施してください。

軟弱地盤



据付接合

下げ振り、水準器などを使用して正確に芯出しを行い、下流側又は上流側どちらか一方から順序よく接続してください。(地獄配管を防止するため)



インバートの天端で水平を確認すれば、それぞれの排水管径にあった配管勾配がとれます。(兼用タイプを除く)



塩ビ配管用接着剤を、接着受口内面及び差口外面に刷毛で均等に塗布し、速やかに差口を受口に挿入し、10~30秒以上抜け出さないよう保持してください。(ストップバーまで完全に挿入接合してください)



VP管を使用する場合は、VU→VP変換ソケット(CU UPS)が必要です。少なくとも下流側には必ず使用してください。(インバート内に汚水が滞留します。)



枝管との接続にはヤリトリ
継承(CU SLR)が便利です。
(地盤沈下などにも対応できます。)

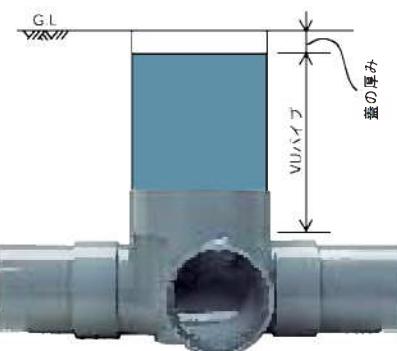


偏芯ソケットは、インバート受口内に接続でき、省スペース配管が可能です。管底接合、管頂接合ができます。



立上がり管の接合

立上がり管(VU管)の所要長さは、マス受口ストッパーから地表面までの高さから蓋の厚みを差し引いた寸法になります。



マス受口内面及び立上がり管の差口部に、接着剤を均一に塗布し、垂直に接合してください。

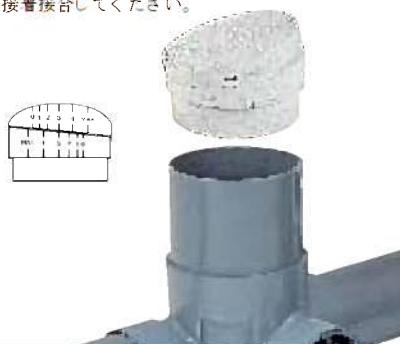


蓋の接合

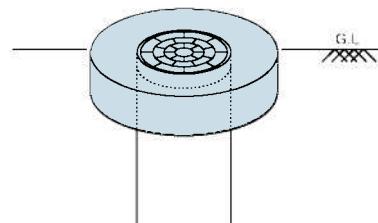
蓋及び立上がり管に接着剤を均一に塗布して挿入接合してください。蓋は原則として地表面と同じ高さになるよう設置してください。



傾斜地用蓋は、傾斜角度により頂点が移動しますので、必ず角度合わせをしたのち立上がり管に接着力合せしてください。

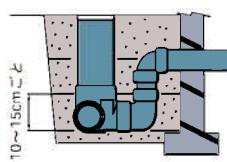


高さ調整蓋、傾斜地用蓋を設置する場合、また地表面より蓋が高い場合は、必ずコンクリート防護をして固定してください。



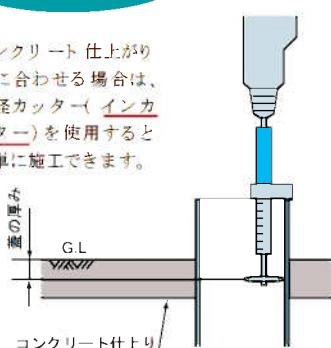
埋戻し

マスが移動しないよう、また、立上がり管が傾かないよう注意して、マスの周辺を均等に一定深度ごとに埋め戻してください。発生土を用いる場合は、石、がれきなどの固形物を必ず取り除いてください。



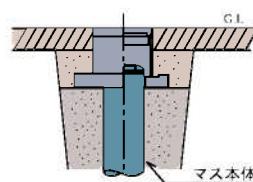
床面仕上げ

コンクリート仕上がり面に合わせる場合は、内径カッター(インカッター)を使用すると簡単に施工できます。

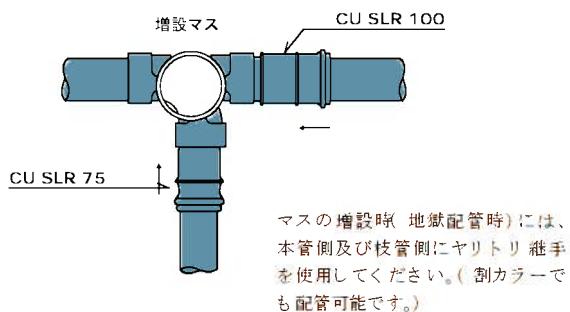


防護ふた

車両が通行する通路に設置する場合は、間接構造の防護ふたを設置してください。密閉式内蓋及び沈下防止板と組み合わせて施工します。



小口径マスの増設



マスの増設時(地盤配管時)には、本管側及び枝管側にヤリトリ締めを使用してください。(割カラーでも配管可能です。)

公共汚水マスとの接合

塩ビ製公共マスの流入受口に付いている受口プラグを、マイナードライバーなどを使用して取り外します。流入受口内の汚れをウエスなどできれいに拭き取り、接着剤を用いて排水管(VU管)と接着接合します。



写 真 管 理 基 準

平成25年4月
御前崎市環境下水道課

1. 工事写真の撮影基準

- 1) 工事の施工順序に従い記録写真を整理し、工事の完了後、1部提出するものとする。
- 2) 撮影に当たっては、申請者氏名、工種等、測点(ます番号)、ますの種類、実測寸法、略図等を明示した黒板を被写体とともに写しこむものとする。(出来形管理写真にあっては、当市に登録してある責任技術者が、黒板を持って必ず責任技術者証を携帯していることを確認できるようにして撮影すること。)
- 3) 撮影枚数は、概ね10枚以内とする。(ます数箇所を1枚に納める等工夫する。)

2. 撮影箇所一覧表

分類	工種	撮影項目	撮影時間	撮影頻度	摘要
着 手 成 前 写 及 真	着 手 前	全景又は代表部分	着 手 前	着手前1回	◎ 1枚程度
	完 成	全景又は代表部分	完 成 後	完成後1回	◎ 1枚程度
使 用 真 材 料	使 用 材 料	形状寸法	検 収 時	各品目毎1回	◎ 1枚程度
施 工 真 状 況	仮 設	使用材料・仮設状況 形状寸法	施 工 前 後	1施工箇所1回 <u>(水替、土留等)</u>	※
	図面との不一致	図面と現地との 不一致の写真	発 生 時	必要に応じて	※
出 来 形 管 理 写 真	管 路	管布設状況 基礎の状況 埋戻し転圧状況 埋設物、周辺の状況	埋 戻 し 前	1施工箇所1回	◎ 1枚程度 ※ 砂基礎
	ま す	ます設置状況 横主管との接続状況	埋 戻 し 前	各ます毎1回 <u>(合流ますのみ)</u>	◎ 数枚

注：『◎』は、必ず撮影するもの。

『※』は、必要に応じて撮影するもの。(必要になった場合は、必ず撮影すること)

排水設備検査基準

工種	項目	内 容			方 法	摘 要
		個々の値	総合値	検査指標		
管 路	総合性			管路施設全体としての精度、機能、合理性が確保されていること		
	基 準 高 (V)	±20 (L=50mまで) 以降50m毎±20			実 測	見通しの悪い箇所や長距離の管路については仮BMを設けること (原則として50mに1箇所)
	勾 配	10% 以上		原則として20% 以上	実 測	50cm未満の距離間については、逆勾配及びゼロ勾配でないこと
	延 長	±20	-20		実 測	
	管路内部 の仕上り			継手、管体の布設がきれいで、異物の残留がないこと 管の断面形状に近い状態で光が見通せる	ミラーテスト	
	水密性			管路内に異常な流水が認められないこと 漏水のこと。	ミラーテスト	

※ 管路設計または施工上、特別な事由がある場合は、この限りでない。

排水設備完成検査成績評定表

申請者名 _____ 排水設備番号 _____ 第 _____ 号

施工場所 御前崎市

検査日 平成 年 月 日 指定工事店名 _____

項目	細目	検査員の評定				備考
		A	B	C	D (手直し)	
書類整理	正確な出来形図面か	10	7	3	0	
出来ばえ	水密性	10	7	3	0	
	管路内部の仕上がり	10	7	3	0	
出来形	基準高の精度	10	7	3	0	検測値と出来形との差 ± mm
	勾配の精度	10	7	3	0	検測による勾配 % ~ %
	延長の精度	10	7	3	0	個々 ± mm 合計 mm
	適当な拠か	10	7	3	0	
	適当な接続か	10	7	3	0	
その他	現場状況	10	7	3	0	
	受験体制	10	7	3	0	
合計		総合判定				

総合判定: A (100~80) B (79~60) C (59~40) D (39~、及び各項目にDがあったもの)

検査員職氏名	御前崎市環境部環境下水道課	印
排水設備担当職氏名	御前崎市環境部環境下水道課	印

排水設備完成検査成績評定表

申請者名	排水設備番号	第 号
施工場所 御前崎市	組合員番号	D -
検査日 平成 年 月 日	指定工事店名	

項目	細目	検査員の評定				備考
		A	B	C	D (手直し)	
書類整理	正確な出来形図面か	10	7	3	0	
出来ばえ	水密性	10	7	3	0	
	管路内部の仕上がり	10	7	3	0	
出来形	基準高の精度	10	7	3	0	検測値と出来形との差 ± mm
	勾配の精度	10	7	3	0	検測による勾配 % ~ %
	延長の精度	10	7	3	0	個々 ± mm 合計 mm
	適当な拠か	10	7	3	0	
	適当な接続か	10	7	3	0	
その他	現場状況	10	7	3	0	
	受験体制	10	7	3	0	
合計		総合判定				

総合判定: A (100~80) B (79~60) C (59~40) D (39~、及び各項目にDがあったもの)

検査員職氏名	御前崎市環境部環境下水道課	印
排水設備担当職氏名	御前崎市環境部環境下水道課	印

排水設備完成検査・成績評定の基準

項目	細目	評定のポイント
書類管理	正確な出来形図面か	誤測定、誤記入の有無 (誤測定、誤記入は原則手直しDとする。ただし、重要性の低い項目については、1か所1ランク減点)
出来ばえ	水密性	雨水管との誤接続、衛生器具との接続状況 管・ますの接合部状況、異常流水の有無 (手直しDとする。ただし、半屋外等で、雨水流入の恐れがない衛生設備(洗濯機等)の接続等については、手直しでもCとする)
	管路内部の仕上がり	断面状況(左右方向曲り1か所1ランク減点、上下方向は手直し) 異物の残留状況等(1か所1ランク減点)
出来形	基準高の精度	A (~±5mm) B (~±10mm) C (~±20mm) D (±20mm~)
	勾配の精度	A (30‰~18‰) B (~15‰) C (~10‰) D (10‰~) (ただしやむを得ないものを除く)
	延長の精度	A (個々 ~±5mm、合計 ~-5mm) B (個々~±10mm、合計 ~-10mm) C (個々~±20mm、合計 ~-20mm) D (個々±20mm~、合計 -20mm~)
	適当なますか	トイレからの接続ます、合流ます、阻集器、ドロップます、防護蓋(1ランクづつ減点)
	適当な接続か	接続状況、土被り、管防護、トラップ 排水横主管の基準の順守(1ランクづづ減点)
その他	現場状況	埋戻状況、復旧状況、現場片付状況 (それぞれ1ランクづつ減点)
	受験体制	管内清掃、検査人員、検査用具 (それぞれ1ランクづつ減点)

個々の値：Dについては、手直し工事または図面の再提出とする。

(ただし、評点Dでも手直し無しの場合はCとする。)

総合判定：A (100~80) B (79~60) C (59~40)

D (39~、及び各項目においてDがあったもの)

公共・集排 排水設備工事施工統一基準

No. 1

項 目	統 一 基 準	理 由	旧 公 共 基 準	旧 集 排 基 準
◎ 技術基準				
トイレからの取り出し	90Y不可 45° 以下の合流または段差付ます	逆流防止	90Y不可 45° 以下の合流または段差付ます	基準なし
落差工(落差310mm以下)	VT可 ただし、ドロップますの代用としてのみ可 アジャスターは不可	工事費の低減、施工の簡素化	VT可	原則は不可 施工上やむを得ない場合は可
排水管延長	管径の120倍以内 12m／φ100mm		管径の120倍以内 12m／φ100mm	同左
排水管勾配	20‰(パーミリ)		20‰(パーミリ)	同左
排水管土被り	最低20cm 最低土被りを確保できないものは、コンクリート巻等を施す	破損による雨水流入防止	最低20cm	同左

公共・集排 排水設備工事施工統一基準

No. 2

項 目	統 一 基 準	理 由	旧 公 共 基 準	旧 集 排 基 準
本線の合流点	段差付ますとする 90YS, WYS, WLS等 本線を45° 以下で合流 させるためにエルボ等で 曲げないこと	逆流等の防止	直角に交わる箇所は 45° 以下で合流	基準なし
排水管横主管(取り出し)	屈曲、合流は不可 (トイレ取り出し、及び垂 直方向は例外)		屈曲、合流は不可 (トイレ取り出し、及び 垂直方向は例外)	基準なし
仮BM	見通しの悪い箇所や長 距離の箇所 50mに1か所設置		見通しの悪い箇所や 長距離の箇所 50mに1か所設置	同左
阻集器	飲食、理髪店等規模に適 した阻集器を設置する		飲食、理髪店等規模に 適した阻集器を設置す る	同左

公共・集排 排水設備工事施工統一基準

No. 3

項 目	統 一 基 準	理 由	旧 公 共 基 準	旧 集 排 基 準
◎ 申請書類関係				
書式				
・用紙サイズ	A4		A4	B5
図面				
・サイズ	A4, A3		A4, A3	組合発注は農林規格 個人申請は自由
・縦断図の方向	基準なし		起点左(上)	起点右(下)
・測点番号	公共ますを『0』とし、連続する番号とする		起点1から	終点1から

事務連絡
平成25年 4月 1日

指定工事店 各位

御前崎市 環境部
環境下水道課長

グリストラップの容量算定について

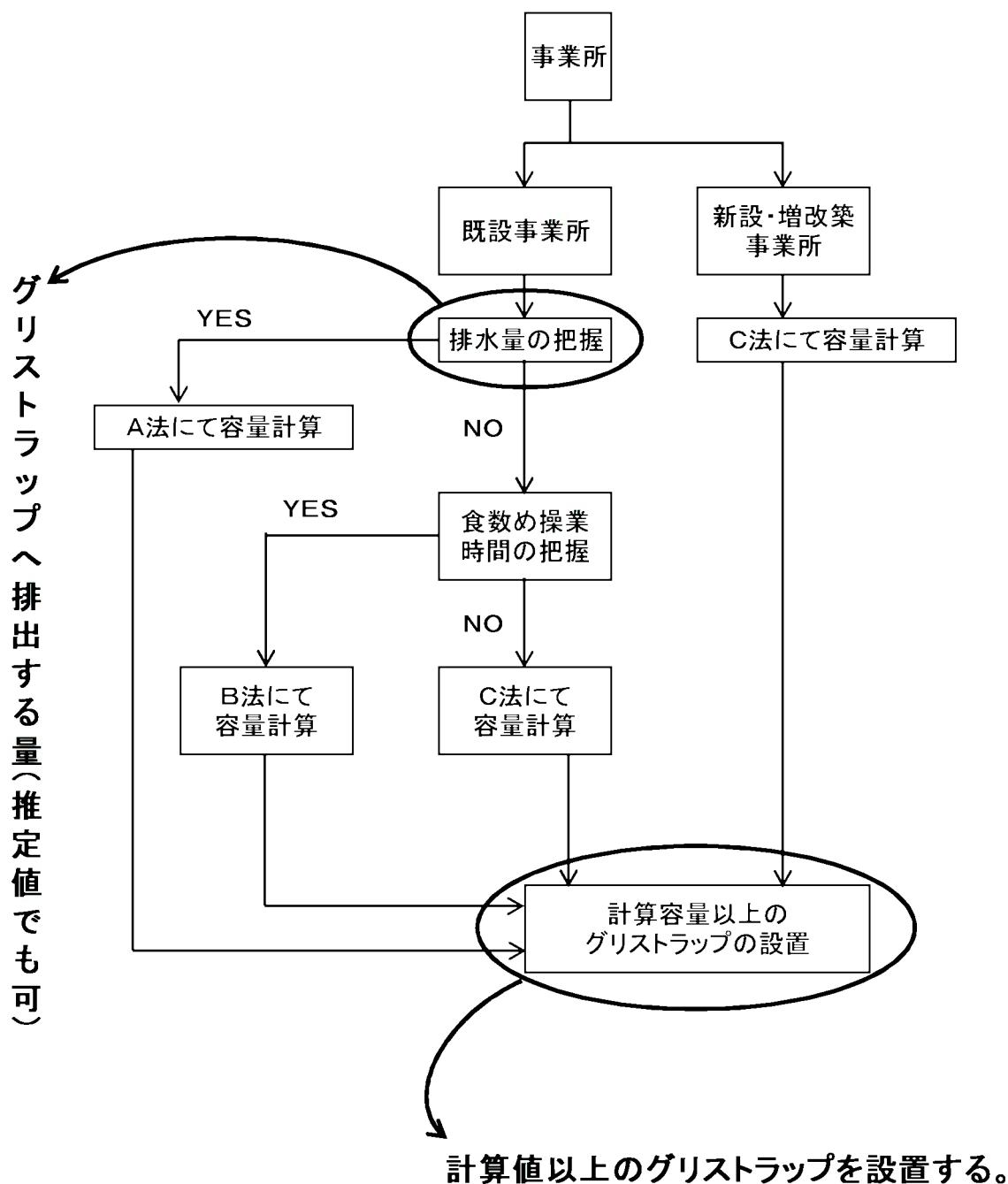
グリストラップを設置する場合においては、別紙の算定表にて容量を決定すること。

記

1. グリストラップを設置する場合は、別紙の算定表にて容量を決定し、申請書及び完了届に添付すること。
2. 計算容量以上のグリストラップを設置すること。
3. 数値の端数処理については、計算過程は少数第1位（少数第2位を四捨五入）、必要容量は単位止め（ℓ）とする。
4. 使用者（施主）に対し、グリストラップの定期的な清掃の必要性と清掃の方法等を指導すること。

このフローシートで、A法・B法・C法を決定する。

容量算定方法フローシート
(グリストラップ用)



グリストラップ容量算定表(A法)

- 1) 事業所名 : ○×ラーメン
 2) 業種 : 中華料理 → グリストラップへ排出する量のみ
 (推定値でも可)(水道使用量では無い)

$$\text{必要容量} = \frac{\textcircled{3} \text{ 実排水量}}{2.8 \text{ m}^3/\text{日}} \times \frac{\text{貯留時間(10分)}}{\text{操業時間}} \times \frac{1000}{8 \text{ 時間}} = \boxed{59.0 \text{ ℥}}$$

59ℓ以上のグリストラップを設置

(実排水量計算表)

計量年月	使用量(m ³)	操業日数(日)
H. 24年4月	65	25
H. 24年5月	70	26
H. 24年6月	55	25
H. 24年7月	75	24
H. 24年8月	80	22
H. 年月		
\diagdown		① 345 ② 122
実排水量(m ³ /日) =	① 345	= ③ 2.8

(備考) 1. 操業時間は、1日当りの時間である。

グリストラップ容量算定表(B法)

1) 事業所名 : ○×会社 □△食堂

2) 業種 : 社員食堂

3) グリス阻集量(Gu)

$$\text{1食当りのグリース残さ} \times 0.001 \times \text{1日の食数} \times 7 = \textcircled{1} \quad 3.5 \text{ l}$$

5 g/食

[社員従業員用厨房 → 5]
 [営業用厨房 → 8]

50人 × 2 (朝食・夕食)

4) グリス分離層(Gs)

$$\text{1食当りの使用水量} \times \text{1日の食数} \times \frac{1}{\text{営業時間}} \times 4 = \textcircled{2} \quad 58.3 \text{ l}$$

40 l/食

[別表参照]

5) 残さ堆積層(Gb)

$$\text{1食当りの堆積量} \times \text{1日の食数} \times 7 \times 0.001 = \textcircled{3} \quad 3.5 \text{ l}$$

5 g/食

[社員従業員用厨房 → 5]
 [営業用厨房 → 6]

6) グリストラップ水面下容積

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = \textcircled{4} \quad 65.3 \text{ l}$$

7) 全容積(現場打ちグリストラップのとき記入)

$$\textcircled{4} + \text{上部空間層容積} = 0 \quad \textcircled{4} \quad 66.0 \text{ l}$$

(流入側の管底から水面までを150mmとする。)

66l以上のグリストラップを設置

別表 業種別による1食当りの使用水量

業種	1食当りの使用水量(l)
中華料理(ラーメンも含む)	50 ~ 60
洋食レストラン(ステーキ含む)	50 ~ 70
和食	30 ~ 90
スナック(軽食)	40 ~ 60
そば屋	30 ~ 40
大衆食堂	50
学校(給食室)	15 ~ 20
社員食堂	40

グリストラップ容量算定表(C法)

1) 事業所名 : スナック ○×△□

2) 業種 : 飲食店

$$\text{必要容量} [117 \ell] = \frac{\text{単位面積当たりの排水量}}{280 \ell/m^2\cdot\text{日}} \times \frac{\text{店舗又は厨房面積}}{15 m^2} \times$$

$$\frac{\text{貯留時間 (10分)}}{\frac{\text{操業時間}}{6 \text{ 時間}} \times 60} = 116.7 \ell$$

$$\text{必要容量} [] = \frac{\text{単位面積当たりの排水量}}{\ell/m^2\cdot\text{日}} \times \frac{\text{店舗又は厨房面積}}{m^2} \times$$

$$\frac{\text{貯留時間 (10分)}}{\frac{\text{操業時間}}{\text{時間}} \times 60} = \ell$$

$$\text{必要容量} [] = \frac{\text{単位面積当たりの排水量}}{\ell/m^2\cdot\text{日}} \times \frac{\text{店舗又は厨房面積}}{m^2} \times$$

$$\frac{\text{貯留時間 (10分)}}{\frac{\text{操業時間}}{\text{時間}} \times 60} = \ell$$

117ℓ以上のグリス
トラップを設置

$$\text{合計必要容量} = A + B + C = 117.0 \ell$$

業種		単位面積当たりの排水量
スーパー マーケット	肉類販売	150 ℓ/m ² ・日 (店舗面積)
	魚類販売	600 ℓ/m ² ・日 ("")
	惣菜販売	210 ℓ/m ² ・日 ("")
肉類販売業		150 ℓ/m ² ・日 ("")
魚介類販売業		600 ℓ/m ² ・日 ("")
惣菜屋		210 ℓ/m ² ・日 ("")
学校等(給食室)		130 ℓ/m ² ・日 (厨房面積)
弁当屋		70 ℓ/m ² ・日 ("")
飲食店(和洋・そば)		280 ℓ/m ² ・日 ("")
洋食専門のレストラン		310 ℓ/m ² ・日 ("")
中華料理店		310 ℓ/m ² ・日 ("")
旅館・ホテル		410 ℓ/m ² ・日 ("")

事務連絡
平成 25 年 4 月 1 日

指定工事店 各位

御前崎市環境部 環境下水道課

ディスポーザーキッチン排水処理システムの下水道への接続について

ディスポーザーキッチン排水処理システムの下水道への接続の取り扱いについて、下記のとおりとする。

記

1. ディスポーザーキッチン排水処理システムの下水道への接続について

ディスポーザーと排水処理槽から構成されるディスポーザーキッチン排水処理システム（以下「当該システム」という。）については、建築基準法第38条の規定に基づく配管設備として認定された設備で、かつ、処理槽汚泥引抜等の維持管理が適切に行われる場合において、下水道への接続を認めるものとする。

2. ディスポーザー単体設備の接続禁止について

ディスポーザー単体設備については、従来通り接続を認めないものとする。

3. 接続後の改善命令、排除の停止又は制限について

当該システムを下水道へ接続した後、下水道施設を損傷する恐れ及び機能を阻害する恐れがある等、市長が管理上必要と認める場合は、構造又は使用方法の変更命令、下水道への排除の停止又は制限を行うものとする。

4. 確認申請について

当該システムを下水道へ接続する場合には、排水設備設置計画確認申請書等に、別紙に示す書類を添付し、確認を受けるものとする。

5. 当該システムの施工について

当該システムは、排水設備のため指定工事店が施工を行うものとする。

6. 認定設備について

（社）日本下水道協会が作成した、「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準(案)【平成 16 年 3 月改訂】」に基づき、評価機関が適合評価したもの及び旧建設大臣が認定したものとする。

ディスポーザーキッチン排水処理システム接続申請関係提出書類

◎ 申請書類の提出について

設置申請については、施工前に、排水設備設置計画確認申請書等により確認を受けるものとする。当該システムのみの設置についても排水設備の増設となり、当該確認申請書により確約を受ける。

◎ 確認申請時提出書類

[1] 一般事項に関する書類

1. 認定書（写）
2. 施工業者
3. 維持管理業者
4. 排水設備設計図（給排水設備等）

[2] 仕様書

1. 排水処理槽
2. 算定根拠

[3] 維持管理計画に関する書類

1. 維持管理体制
2. 処理水質基準
3. 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度

[4] その他

1. 維持管理業務委託契約（写）又は維持管理業務委託契約確認書
2. 使用者承継確認書
3. その他、旧建設大臣等の認定内容との適合性を判断するために必要な書類

(注) 1. 維持管理業務委託契約確認書とは、申請時に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定した時には、維持管理業務委託契約（写）を提出することを、申請者である建築物に係る開発業者等が市長に確約するものである。
2. 使用者承継確認書とは、使用者が当該システムを有する建築物の譲渡等を行う場合に、当該システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであること及びこれに伴い当該システムの適正な維持管理の順守が求められていることを当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が市長に確約するものである。

◎ 変更時提出書類

1. 変更事項に係る書類

事務連絡
平成 25 年 4 月 1 日

指 定 工 事 店 各 位

御前崎市環境下水道課長

特 定 施 設 設 置 等 に 係 る 届 け 出 に つ い て

特定施設設置等の届け出について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 特定施設の設置等について

特定施設の設置については、下水道法第 12 条の 3 第 1 項の規定により、市長への届け出が義務付けられている。よって、特定施設に該当する施設については、下水道法の規定に基づき、各種届出等を行うものとする。

届出関係書類については、別紙の通りとする。

2. 特定施設の種類について

特定施設とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定されるもので、特定施設の詳細については、同施行令第 2 条及び別表第 1 に掲げられているので、参照すること。

特定施設設置届出関係書類について

◎ 届け出要領

(1) 特定施設設置届出書

特定施設を設置しようとする時。

(2) 特定施設使用開始届出書

下水道施設を使用するもので、特定施設となった日から 30 日以内に届け出る。

(3) 特定施設の構造等変更届出書

特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとする時。

(4) 氏名等変更届出書

氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名並びに工場、事業場の名称、所在地に変更があった時は、その日から 30 日以内に届け出る。

(5) 特定施設使用廃止届出書

特定施設の使用を廃止した時は、その日から 30 日以内に届け出る。

(6) 承継届出書

特定施設を譲り受け、又は借り受けた場合は、届け出をした者の地位を継承し、その日から 30 日以内に届け出る。

◎ 届出書式

国土交通省令『下水道法施行規則』を参照する。

◎ 届出書添付書類

1. 特定施設設置届出書添付書類

(1) 特定施設の構造

(2) 特定施設の使用方法

(3) 汚水の処理の方法

(4) 下水の量及び水質

(5) 用水及び排水の系統

2. 特定施設使用開始届出書添付書類

(1) 特定施設の構造

(2) 特定施設の使用方法

(3) 汚水の処理の方法

(4) 下水の量及び水質

(5) 用水及び排水の系統

3. 特定施設の構造等変更届出書添付書類

(1) 特定施設の構造（特定施設の使用方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）

特定施設一覧（水質汚濁防止法施行令 別表第1）

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(47.10.1 施行) イ 豚房施設(豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湤煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湤煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 榨汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湤煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

	<p>イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 圧搾施設 <input type="checkbox"/> ニ 分離施設</p>
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 分離施設</p>
14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設(流送施設を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> ハ 分離施設 <input type="checkbox"/> ニ 渋だめ及びこれに類する施設</p>
15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> ロ過施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 精製施設</p>
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	<p>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57.1.1施行) イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> 湯煮施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 洗浄施設</p>
18の3	<p>たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57.1.1施行) イ 水洗式脱臭施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設</p>
19	<p>紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 <input type="checkbox"/> 副蚕処理施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 原料浸せき施設 <input type="checkbox"/> ニ 精練機及び精練そう <input checked="" type="checkbox"/> ホ シルケット機 <input checked="" type="checkbox"/> ヘ 漂白機及び漂白そう <input checked="" type="checkbox"/> ト 染色施設 <input checked="" type="checkbox"/> チ 薬液浸透施設 <input checked="" type="checkbox"/> リ のり抜き施設(49.12.1施行)</p>
20	<p>洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 <input type="checkbox"/> 洗化炭施設</p>
21	<p>化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 <input type="checkbox"/> リンター又は未精錬纖維の薬液処理施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 原料回収施設</p>
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー(57.1.1施行)
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設(57.1.1施行)
21の4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57.1.1施行) イ 湿式バーカー^一 <input type="checkbox"/> 接着機洗浄施設</p>
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー^一 <input type="checkbox"/> 薬液浸透施設</p>
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 <input type="checkbox"/> 湿式バーカー^一 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 碎木機 <input type="checkbox"/> ニ 蒸解施設</p>

	<p>ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設</p>
23の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57.1.1 施行)</p> <p>イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設</p>
25	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 塩水精製施設 ロ 電解施設</p>
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設</p>
27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p>

	<p>□ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 □ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 □ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 □ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 □ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p>
37	<p>前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 □ 塩析施設</p>
38 の 2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)(H24.5.25 施行)</p>
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 □ 脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 抽出施設</p>

42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものの イ 水洗施設 口 ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 口 ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 ○水質汚濁防止法施行令第 2 条に掲げる物質 1 カドミウム及びその化合物 2 シアン化合物 3 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。) 4 鉛及びその化合物 5 六価クロム化合物 6 硒素及びその化合物 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 8 ポリ塩化ビフェニル 9 トリクロロエチレン 10 テトラクロロエチレン 11 ジクロロメタン 12 四塩化炭素 13 1,2-ジクロロエタン 14 1,1-ジクロロエチレン 15 シス-1,2-ジクロロエチレン 16 1,1,1-トリクロロエタン 17 1,1,2-トリクロロエタン 18 1,3-ジクロロプロペン 19 チウラム 20 シマジン 21 チオベンカルブ 22 ベンゼン 23 セレン及びその化合物 24 ほう素及びその化合物 25 ふつ素及びその化合物 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 27 塩化ビニルモノマー 28 1,4-ジオキサン
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 口 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設

51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設(57.1.1 施行)
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設(57.1.1 施行)
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ葉原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設(57.1.1 施行)
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設(H13.7.1 施行)
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るもの)を除

	<。)(51.6.1 施行) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)(H24.5.25 施行)
66 の 3	旅館業(旅館業法第 2 条第 1 項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、つぎに掲げるものの(49.12.1 施行) イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場(学校給食法第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63.10.1 施行)
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63.10.1 施行)
66 の 6	飲食店(次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63.10.1 施行)
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63.10.1 施行)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63.10.1 施行)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの(54.5.10 施行) イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場(卸売市場法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)(51.6.1 施行) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場(卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの(卸売市場法施行令第 2 条第 2 号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(57.7.1 施行) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車分解整備事業(道路運送車両法第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)(57.1.1 施行)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの(※)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの(49.12.1 施行) イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前 2 号に該当するものを除く。) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設

	<p>5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設</p>
71 の 3	<p>一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの(※)をいう。)である 焼却施設(54.5.10 施行) ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力 が 5トン以上(焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上)のご み処理施設とする。</p>
71 の 4	<p>産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次 に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設(※1)であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃 棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14 条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし 書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの(57.1.1 施行) □ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設(※2)(10.6.17 施 行) ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の 産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。(第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス 洗浄施設を有するものに限る。) 1号 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が 10m³ を超えるもの。 3号 汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するも の イ 1日当たりの処理能力が 5m³ を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの ハ 火格子面積が 2m² 以上のもの 4号 廉油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が 10m³ を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律第3条第14号の廉油処理施設を除く。) 5号 廉油(廉PCB等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律第3条第14号の廉油処理施設を除く。) イ 1日当たりの処理能力が 1m³ を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの ハ 火格子面積が 2m² 以上のもの 6号 廉酸又は廉アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が 50m³ を超えるもの 8号 廉プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに 該当するもの イ 1日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの ロ 火格子面積が 2m² 以上のもの 11号 汚泥、廉酸又は廉アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設 ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設 (第12号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)は、次のとおりとする。 12号 廉PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 12の2 廉PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。)又はPCB処理物 の分解施設 13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設</p>
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)(3.10.1 施行)
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)(3.10.1 施行)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)